

第1章

目的と位置づけ



本章では、都市計画基本方針の「目的」や「位置づけ」、目標年次や対象区域といった「基本条件」などを示します。

1-1 目的

新潟市では、2008（平成20）年に策定したこれまでの都市計画基本方針より、人口・経済の成長を前提とした市街地の拡大路線の都市づくりから、田園・自然と調和したまともな市街地を目指す方向へと大きく舵を切り、その取組を進めてきました。

その後、国全体で急速に進む人口減少・少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害などをはじめ、新潟市を取り巻く社会情勢は変わり続けています。

新潟市都市計画基本方針は、新潟市の現状や社会情勢の変化などを踏まえた長期的な見通しのもと、目指す都市の将来像を示し、都市づくりを進めるうえでの総合的な指針として、都市の持続的な発展と市民が暮らしやすさを実感できる都市の実現を目指すことを目的とします。

1-2 位置づけ

都市計画基本方針は、都市計画法第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針として定めるものであり、都市計画の決定や都市計画に関する事業などの具体的な都市づくりはこの都市計画基本方針に即して進めていくこととなります。

策定にあたっては、新潟市の最上位計画である新潟市総合計画と、都市計画の広域計画である新潟県が定める都市計画の方針に即すとともに、新潟市の都市づくりに関わる各種計画と整合・連携して定めます。

都市計画基本方針の目的達成に向けて、様々な分野が連携を図りながら総合的な都市づくりを推進するため、道路・公園などをはじめとした都市空間整備に関する分野のほか、産業、防災、環境などの取組も考慮しながら、都市づくりの方向性を示します。

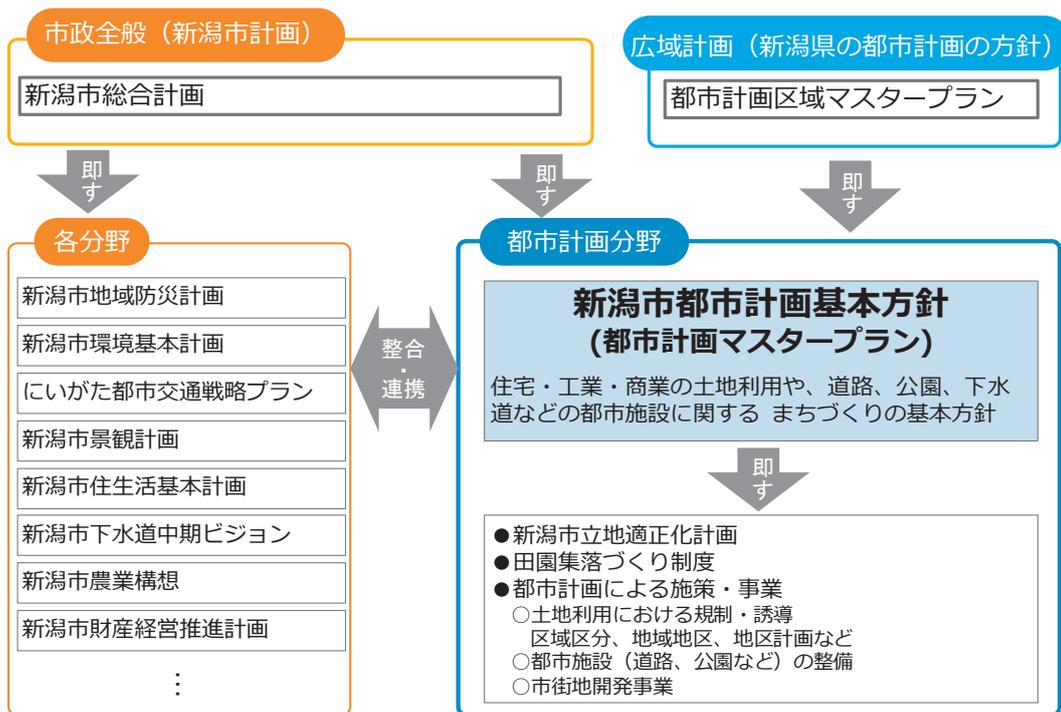


図 都市計画基本方針の位置づけ

1-3 基本条件

(1) 目標年次

都市計画基本方針は、都市づくりに関わる各分野における、今後の都市整備などの進め方の指針となるべく、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、10 年後の 2032（令和 14）年度を目標年次とします。

なお、新潟市を取り巻く状況は様々な要因により変化していく可能性があることから、現時点での方向性を示しつつ、大きな社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを図ります。

(2) 対象とする区域

対象区域は新潟市の行政区域全域とします。

(3) 想定する人口規模

想定する人口は新潟県の都市計画区域マスタープランに即し、2015（平成 27）年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計人口から、2030（令和 12）年は約 769 千人、2040（令和 22）年は約 719 千人と想定しています。

(4) 都市計画によるまちづくりの基本姿勢

新潟市では、地域のことは地域自らが考え、自らが行動する分権型政令市をつくるため、市民自治の基本となる「新潟市自治基本条例」の制定や、区自治協議会の設置をはじめ、地域力や市民力を引き出す取組を進めるなど、市民が市政に主体的に参画するための環境づくりを進めてきました。

まちづくりは、行政だけでなく市民・NPO・関係団体や民間事業者などの多様な担い手が、よりよいまちにするための活動をそれぞれの立場で役割分担し、連携しながら進めていくことが不可欠です。都市計画基本方針が示す方向性や目指す都市の将来像を共有し、それぞれの担い手が連携・協働してまちづくりを進めていくことを目指します。

また、都市計画行政においても、都市計画に関わる方針や施策の立案から推進まで、市民の参画機会を確保するとともに市民に開かれた意思決定の仕組みづくりを行いながら、取組を進めていきます。

1-4 構成

都市計画基本方針の構成は、以下の通りです。

● 導入部分（第1章、第2章）

「導入部分」では、都市計画基本方針の目的や位置づけ、新潟市の現状や課題とともに今後の都市づくりの視点を示します。

● 全体構想（第3章、第4章）

「全体構想」では、市全域を対象として、長期的な展望を見据えた都市づくりにおける基本的な考え方（理念）、都市の将来像及び都市・地域づくりの方針を示します。

● 区別構想（第5章）

「区別構想」では、各行政区を対象として、広域的な視点に立った区の将来像と区づくりの方向性を示します。

● 運用・推進方策（第6章）

「運用・推進方策」では、全体構想で掲げる将来像を実現するための取組や都市づくりの進捗管理の方策などを示します。

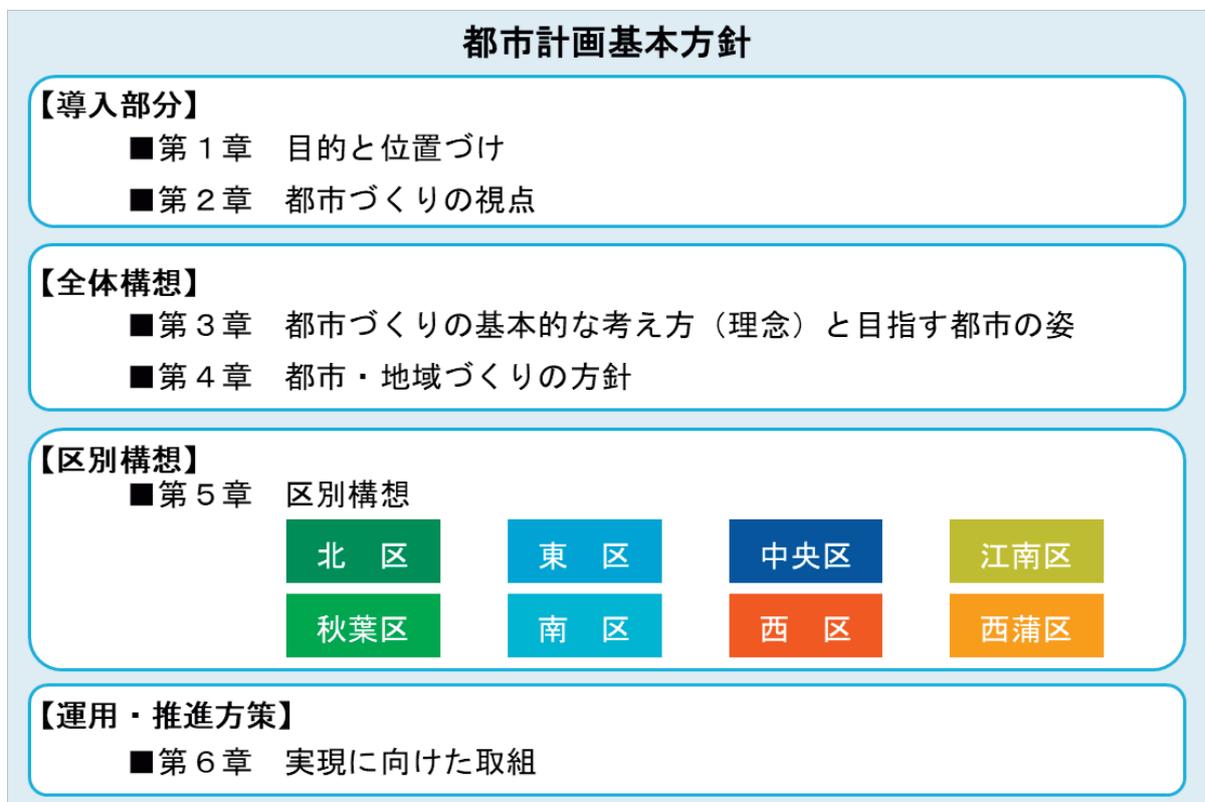


図 都市計画基本方針の構成



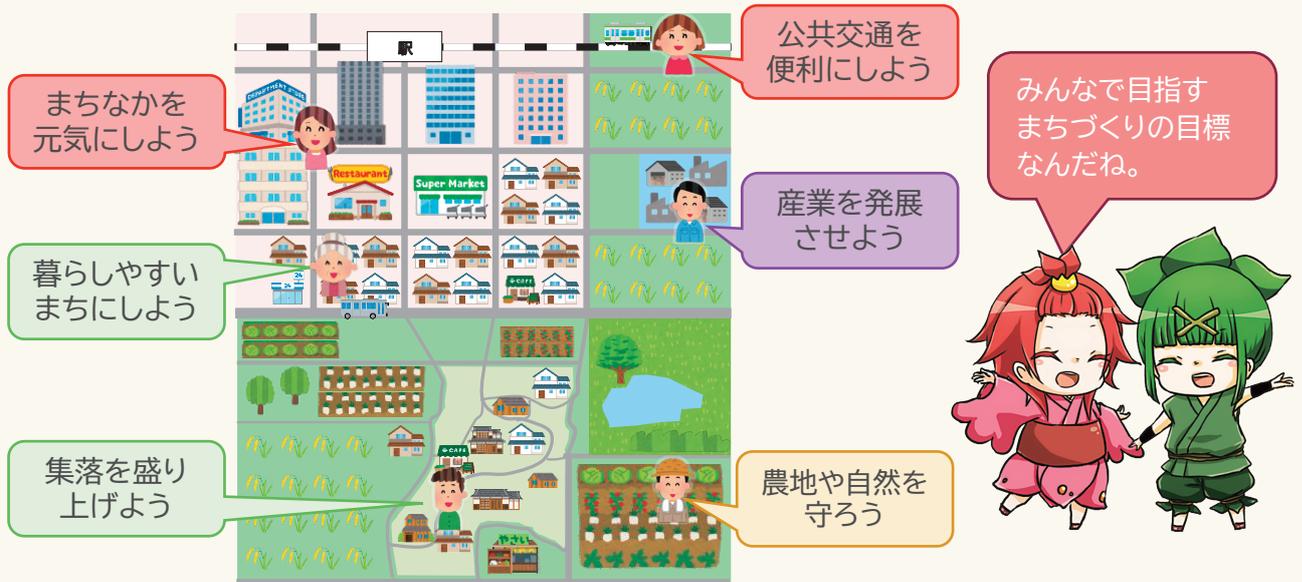
小町&五郎の都市計画コラム①



都市計画基本方針ってなんだろう？

都市計画基本方針は、「こんなまちにしたい！」という、今後のまちづくりの基本的な方針や将来像を定めたもので、これからの都市計画やまちづくりを進めるうえでの共通の道しるべとしての役割を持っています。

今後の具体的な都市計画の決定やまちづくりの取組については、この基本方針に沿った形で進めていくこととなります。



新潟市のまちづくりを一緒に考えよう

この都市計画基本方針には、新潟市の現状を学んだり、より暮らしやすいまちづくりを考えたり・実践したりするためのヒントが詰まっています。

新潟市のまちづくりを一緒に考え、より暮らしやすいまちをつくっていきましょう。

●新潟市の現状と課題（本冊の第2章）

人口や世帯、土地利用や交通の状況など、新潟市の現状や課題について、様々なデータとともに示しています。

●目指す都市の姿（将来像）（本冊の第3章）

都市計画基本方針が目指す都市の姿（将来像）について、みんながイメージを共有できるようにイラストなどを用いて示しています。

●まちづくりの方針（本冊の第4章）

目指す都市の姿に向けた、具体的なまちづくりの方針を5つの基本方針で示しています。

●区づくりの方針（本冊の第5章）

区ごとの目指す姿やまちづくりの方針を示しています。



小町&五郎の都市計画コラム②



第1章

都市計画がないとどうなるの？

都市計画という土地利用のルールがないとごちゃごちゃで暮らしにくいまちになってしまう恐れがあります。



都市計画の役割は？

都市計画は暮らしやすいまちをつくるための仕組みです。

「この地区はこういう使い方にしよう」「この地区は大きい建物を建てないようにしよう」「ここに道路をつくろう」といった、土地利用のルールやまちの形などを決めて、計画的にまちづくりを進めていくことが都市計画の役割となります。





小町&五郎の都市計画コラム③



まちづくりのための地図のお話

下のような地図を見たことがありますか？土地利用のルールや道路や公園などの都市施設の位置といった都市計画の情報をまとめた「都市計画図」です。新潟市では全域でこのような地図を作っています。



まちの形とほぼ同じだね。



航空写真 (北区葛塚周辺)

都市計画図には情報がたくさん

都市計画図には、まちのエリアと自然を守るエリアを決めた区域区分、土地利用の大枠のルールを決めた地域地区、道路や公園の計画位置や土地区画整理事業の位置など、都市計画の情報がたくさん詰まっています。

● 都市計画図

下記の都市計画に関する情報をまとめた地図です

① 区域区分

まちのエリア（市街化を進めるところ）、自然を守るエリア（市街化を抑制するところ）を決めています

② 地域地区

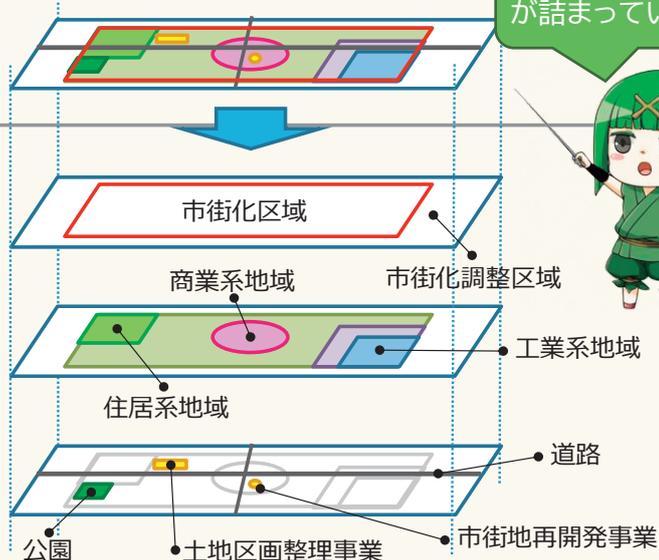
商業系・住居系・工業系などの土地利用の大枠のルールを定める用途地域などを決めています

③ 都市施設

道路や公園などの施設の位置を決めています

④ 市街地開発事業

土地区画整理事業などの位置を示しています



この地図にたくさん情報が詰まっているんだね。





小町&五郎の都市計画コラム④



建物を建てる時のルールのお話

土地利用のルールの代表的なものとして用途地域があります。用途地域は大きく分けて、以下の3つの区分に分けられています。

①商業系の地域

まちなかや商店街など、まちの賑わいをつくるため、店舗や事務所などの大きい建物も建てられる地域です。

②住居系の地域

住宅街など、良好な住環境を維持するため、建てられる建物の用途や規模がある程度制限されている地域です。

③工業系の地域

工業団地など、産業活動を活性化するため、工場などを建てることのできる地域です。



それぞれの地域ごとに建てられる建物が決まっているんだね。



都市計画についてもっと調べてみよう

都市計画について、下記のホームページなどで詳しく調べることができます。



<p>「新潟市の都市計画」についてもっと調べてみよう (新潟市ホームページ 都市計画パンフレット)</p>  <p>「新潟市の都市計画」で検索</p>	<p>自宅の「都市計画情報」を調べてみよう (新潟市地図情報サービス にいがた e マップ)</p>  <p>「にいがた e マップ」で検索</p>	<p>「みんなで進めるまちづくりの話」を見てみよう (国土交通省ホームページ パンフレット)</p>  <p>「みんなで進めるまちづくりの話」で検索</p>
--	---	---